

ID: 172

担当部署: 産業課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町農用地整備事業負担金等徴収条例 第2条		
例規番号	昭和58年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (負担金の徴収)</p> <p>第2条 町は、公団整備事業の実施に係る区域内にある土地についての農用地整備公団法施行令(昭和49年政令第205号。以下「政令」という。)第7条に規定する事業参加資格者(以下「事業参加資格者」という。)及び農用地整備公団法施行規則(昭和49年農林省令第27号。以下「省令」という。)第42条に規定する者で、公団整備事業により利益を受けるもの(以下「受益者」という。)からその者の受ける利益を限度として負担金を徴収する。 (負担金の額)</p> <p>第3条 事業参加資格者が負担する負担金の額は、別表に掲げる事業又は業務に対し法第27条第3項の規定に基づき、町が負担する負担金の額にそれぞれ別表に掲げる割合を乗じて得た額に当該事業の施行に係る地域内にある当該負担金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該事業によつて当該土地の受ける利益を勘案して、町長が定める額とする。ただし、当該事業につき受益者がある場合において、その者から徴収する負担金の額は、その者の受ける利益を限度として町長が定める額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日